

特別作業部会 細則

(2020 年 9 月 27 日制定、2026 年 4 月 30 日改定)

(目的)

第 1 条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の特別作業部会の設置及び運営に必要な事項を定める。

(特別作業部会の設置)

第 2 条 理事長は、迅速に対応が必要な状況に際して本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、特別作業部会を設置することができる。

(構成)

第 3 条 特別作業部会の構成は、作業部会長 1 名及び作業部会員若干名とする。

2. 必要に応じて副作業部会長を置くことができる。

(委嘱)

第 4 条 作業部会長は、理事長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 作業部会員は、原則として正会員の中から作業部会長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. 作業部会員は、必要に応じて公募を行い、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4. 副作業部会長は、原則として作業部会員の中から作業部会長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(外部委員)

第 5 条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

(任期)

第 6 条 作業部会員の任期は、選出された日から選出された次の年度の 5 月 31 日までとする。本項の規定は、作業部会員の再任を妨げない。

2. 作業部会の設置期間は、理事長が決定する。

(作業部会会議の運営)

第 7 条 作業部会会議は、作業部会員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、作業部会員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、作業部会長の決するところによる。

3. 作業部会長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって理事会に報告しなければならない。

4. 作業部会長は、緊急を要する事案が生じた時は、理事長、副理事長、事務局長と協議の上、作業部会の議決を待たずに対応することができる。その場合には、理事会にその内容について速やかに報告しなければならない。

(経費)

第8条 作業部会の活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第9条 作業部会の廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。